

## 保護者の方へ お子様が安心安全にスマートフォンを利用するために

満 18 歳未満のお子様スマートフォンを利用させる場合は、保護者の方は次の点に注意してください。

### (1) 適切にインターネットを利用させる

SNS を利用して子供たちを言葉巧みに誘い出し、殺害するという事件も発生しています。トラブルや事件に巻き込まれないよう、スマートフォンの使い方などインターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけることが重要です。

### (2) 家庭のルールを作る

適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合っ我が家のルールを作りましょう。「利用時間は夜 9 時まで」など、ルールは具体的に決めましょう。

### (3) フィルタリングなどを設定する

「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子供たちが事件・事故に巻き込まれないために、「フィルタリング」を必ず設定してください。

実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法を「インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）」として取りまとめましたのでご活用ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

(検索ワード：総務省インターネットトラブル事例集)

### 【問合せ先】

総務省 北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課

電話：011-709-2311（内線 4704）